

北海道告示第10608号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成29年12月4日までに北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成29年8月4日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMホームマック千代の浦店
釧路市千代の浦2番15号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

DCMホームマック株式会社 代表取締役 石黒 靖規
札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 荷さばき施設の位置

(変更前) 届出書添付図面「図-3(1)」に表示
(変更後) 届出書添付資料「図-3(2)」に表示

(イ) 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 届出書添付図面「図-3(1)」に表示
(変更後) 届出書添付資料「図-3(2)」に表示

(4) 変更する年月日 平成29年7月26日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

DCMホームマック株式会社 代表取締役 石黒 靖規
札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,546平方メートル

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 82台
(イ) 駐輪場の収容台数 10台
(ウ) 荷さばき施設の面積 36平方メートル
(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 11立方メートル

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後7時30分

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後8時まで

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所（出入口1箇所、入口1箇所、出口1箇所）

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成29年7月25日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成29年8月4日(金)から同年12月4日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、釧路市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間、期間等は釧路市へ問い合わせること。